保護取扱要綱

警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第３条及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）第３条の規定に基づく保護の執行に関し、必要な事項を定めることにより、保護の手続、方法等の適正を期すことを目的として定めたものである。

その主な内容は、

○　総則

○　保護の手続等

○　許可状の請求等

○　保護室

○　雑則

である。